

## 規制の事後評価書(要旨)

|                      |  |
|----------------------|--|
| 法律又は政令の名称            | 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第294号)   |
| 規制の名称                | 特定既存耐震不適格建築物に係る報告内容の追加   |
| 規制の区分                | 規制の拡充  |
| 担当部局                 | 国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課   |
| 評価実施時期               | 平成30年3月28日   |
| 事前評価時の想定との比較         | 事前評価時と同様に、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を促進することが必要であり、当該規制の必要性は引き続き認められる。  |
| 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 |  |
| (遵守費用)               | 建築物の所有者において、当該建築物の構造の状況の報告に係る費用が発生した。  |
| (行政費用)               | 所管行政庁において、報告内容の確認に係る費用が発生した。   |
| (効果)                 | 所管行政庁が、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、建築物の構造の状況を報告させることが可能となったことで、建築物の地震に対する安全性について、現状を把握することができるようになり、所管行政庁の指示による建築物の地震に対する安全性の向上の促進に寄与したと考えられるため、事前評価時に予測した効果とかい離はない。   |
| (便益(金銭価値化))          | 当該規制強化の効果については定量的に判断することは困難であり、そのため効果を金銭価値化して便益を把握することはできない。   |
| (副次的な影響及び波及的な影響)     | 当該規制強化に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。   |
| 考察                   | 当該規制の導入に伴い、遵守費用として建築物の構造の状況の報告に係る費用が発生し、行政費用としてその報告内容の確認に係る費用が発生した。一方、当該規制の導入により、所管行政庁が、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、建築物の構造の状況を報告させることが可能となったことで、建築物の現状を把握することができるようになり、建築物の地震に対する安全性の向上の促進に寄与した。なお、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。<br>上記の費用と効果(便益)を比較すると、費用が一定程度発生するものの、大規模地震の人的被害、経済被害等が大幅に軽減されるという効果(便益)は費用を大幅に上回るものであり、今後も同様の効果(便益)が発生すると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。 |
| 備考                   |  |